

奈良先端科学技術大学院大学聴講生規程

令和5年1月19日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。第10条において「学則」という。）第68条の2第2項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学における聴講生に関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 聴講生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、研究科長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると研究科において認めた者とする。

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(1) 聴講生入学願書

(2) その他研究科が必要と認める書類

2 他の大学院、外国の大学院、民間企業、研究機関等と連携し実施・運営する教育プログラム又はコンソーシアム等（第8条において「連携教育プログラム等」という。）において指定する授業科目の聴講に係る検定料について、学長が徴収しないことが適当であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、当該検定料を徴収しない。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学期の始めとする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、1年以内とする。ただし、本人の願い出があった場合は、教授会の議を経て、研究科長が1年に限り在学期間を延長することができる。

(聴講科目等)

第7条 聴講生が聴講できる授業科目は、原則として講義によって行う科目のみとする。

2 聴講生が聴講した授業科目に対する単位認定は、実施しない。

(授業料等)

第8条 聴講生の検定料、入学料及び授業料（第5項において「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

検定料 9,800円

入学料 28,200円

授業料 14,800円（1単位当たり）

- 2 入学料は、所定の期日までに納付しなければならない。
- 3 授業料は、春学期に係る聴講科目については4月に、秋学期に係る聴講科目については10月に納付しなければならない。
- 4 連携教育プログラム等において指定する授業科目の聴講に係る入学料及び授業料について、学長が徴収しないことが適当であると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、当該入学料及び授業料を徴収しない。
- 5 納付した授業料等は、返還しない。

(退学)

第9条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

(準用)

第10条 学則その他学生に関する規定は、聴講生について準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。